

# 定 款・諸 規 程

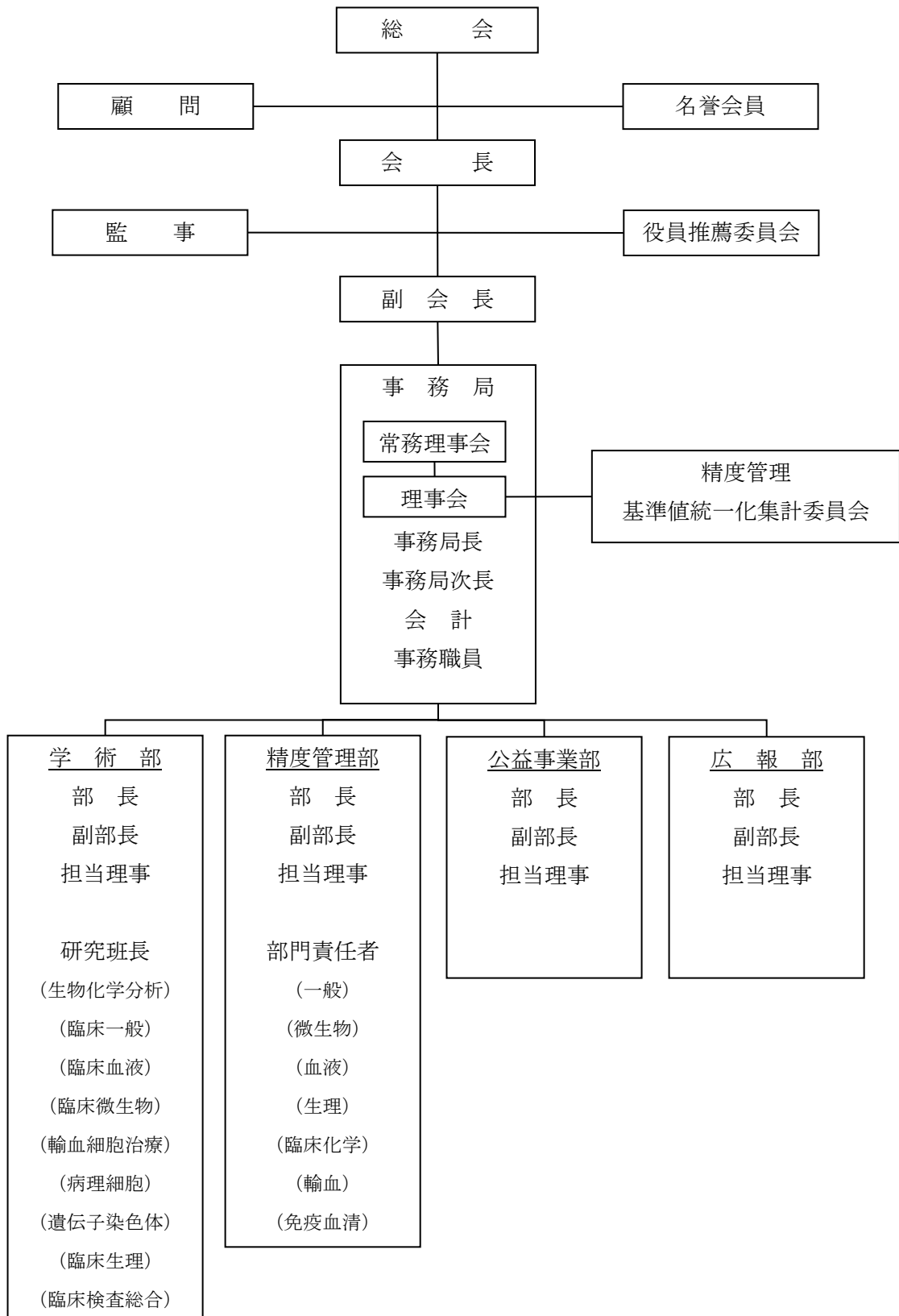
令和元年 5 月 25 日現在

一般社団法人 富山県臨床検査技師会

## 目 次

機関及び運営組織図	3
定 款	4
組織運営規程	12
会費規程	18
総会規程	19
会計規程	23
旅費・行動費規程	27
役員推薦規程	31
表彰規程	33
名誉会員表彰内規	35
慶弔規程	36
学部・学術部門（部門研究班）内規	37
学術部門（部門研究班）運営マニュアル	40
パート職員就業規則	36
パート職員給与規程	38

## 機関及び運営組織図



# 一般社団法人富山県臨床検査技師会 定款

平成24年 4月 1日 制 定  
令和 元年 5月25日 一部改定

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人富山県臨床検査技師会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を富山市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は臨床検査技師の職業倫理の高揚を図るとともに、学術技能の研鑽および資質の向上に努め、もって県民の医療・保健・福祉の増進充実に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨床検査技師の職業倫理の高揚に関する事業
- (2) 臨床検査技師の学術技能の研鑽および資質の向上に関する事業
- (3) 県民の公衆衛生の向上を目的とする事業
- (4) 県民の健康と医療・福祉の推進を目的とする事業
- (5) 臨床検査領域における医療安全対策に関する事業
- (6) 臨床検査に関する会誌および会報、印刷物の刊行に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事項は富山県において行うものとする。

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、次の会員で構成し、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

- (1) 正会員 臨床検査技師又は衛生検査技師の資格を有し、富山県内に在住し、又は勤務する者で、この法人の目的に賛同して入会した個人とする。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業の推進を賛助するために入会した個人又は団体とする。
- (3) 名誉会員 この法人の顕著な功労のあった者又は学識経験者で、理事会の推薦に基づき、総会の承認を受けた者とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員となるにはこの法人所定の入会申込書により入会の申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。但し、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きは要せず、本人の承認をもって会員となるものとする。

(経費の負担)

- 第7条 正会員となる者は、総会で定める額の入会金を支払わなければならない。
- 2 正会員及び賛助会員は、総会で定める額の会費を支払わなければならない。
  - 3 名誉会員は、入会金及び会費を支払うことを要しない
  - 4 本条の会費のうち正会員が支払う会費は、法人法第27条に規定する経費とする。

(会員名簿)

- 第8条 この法人は、正会員、賛助会員及び名誉会員の氏名及び住所を記載した「会員名簿」を作成し、この法人の主たる事務所に備え置くものとする。「会員名簿」をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。
- 2 この法人の正会員、賛助会員及び名誉会員に対する通知又は催告は「会員名簿」に記載した住所又は正会員、賛助会員及び名誉会員がこの法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(任意退会)

第9条 会員は理事会において別に定める退会届けを提出することにより、任意にいつでも退会できる。

(除名)

- 第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この決議は、総正会員の4分の3以上に当たる多数をもって行う。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う会員総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

- 第11条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
  - (2) 総正会員が同意したとき

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(抛出金品の不返還)

第12条 この法人は、会員がその資格を喪失しても、即納の入会金、会費およびその他の抛出金品は返還しない。

## 第4章 総 会

(構 成)

第13条 総会は正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第14条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 会員の除名
- (4) 理事及び監事の選任又は解任
- (5) 理事及び監事の報酬等の額
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）ならびにこれらの附属明細書の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第15条 総会は、定時総会として毎年5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会日より7日前までに、正会員に対して招集通知を発するものとする。

(議 長)

第17条 総会の議長は、総会に出席した正会員より選出する。

(定足数)

第18条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第19条 総会における議決権は正会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及び定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることができない。

(書面表決等)

第21条 総会の決議の目的たる事項について、総会に出席することができない正会員は、書面をもって表決することができる。書面表決者は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人は、次の役員を置く。

(1) 理事 25名以上30名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は総会の決議によって解任することができる。ただし、当該理事及び監事に対し、決議前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、総会で定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第30条 この法人は、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者の中から理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べる者とする。

4 顧問の任期は2年とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督



(3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれを招集する。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条も要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄付金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第37条 この法人の財産は、総会において別に定めるところにより、会長は、この法人の目的を達成するために善管注意をもって管理し、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置

くものとする。

- 3 前条の規定にもかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 4 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号、第5号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号、第5号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第41条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、出席した正会員の3分の2以上の決議を得なければならない。

- 2 この法人が重要な財産を処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって変更することができる。

(解散)

第43条 この法人は、総会の議決その他法令で定められた事由により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議をへて、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国

若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余分の分配を行うことができない。

## 第9章 広告の方法

(広告の方法)

第45条 この法人の広告は、電子公告により行う。

## 第10章 補則

(委任)

第46条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

(法令の準拠)

第47条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

## 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人に認定後に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は今村伸一とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

この定款は、当法人の現に効力を有する定款に相違ありません。

平成24年度4月1日

一般社団法人富山県臨床検査技師会 代表理事 今村 伸一

# 一般社団法人富山県臨床検査技師会 組織運営規程

平成2年9月25日 制 定

## 第1章 総 則

(総 則)

第1条 一般社団法人富山県臨床検査技師会（以下「会」という。）の組織及び運営は、定款によるもののほか、この規程に定めるところによる。

## 第2章 役 員

(役員資格)

第2条 この会の役員は、正会員で会員歴3年以上の者とする。

(役員選任)

第3条 会長、副会長及び別表の区分により選出する理事（以下「地区理事」という。）ならびに監事は、役員推薦委員会において推薦し、役員推薦委員長が総会に提案する。

2 前項以外の理事は、会長が指名し、総会に提案する。

(理事の定数)

第4条 理事の定数は、定款11条第1項第4号の範囲内で会長が定める。

(副会長の順位)

第5条 副会長の順位は、第1回理事会において会長が指名する。

(役員欠員補充)

第6条 役員欠員は、次による。

(1) 会長については、総会を開催し選任する。ただし代行期間をおくことができる。

(関係団体の役員等の選任)

第7条 一般社団法人日本臨床衛生検査技師会（以下「日臨技」という。）及びその他の関係団体の役員または代議員は理事会で選任する。

2 前項の代議員については、第2条を適用しない。

## 第3章 常務理事会及び理事会ならびに委員会

(常務理事会)

第8条 この会は、常務執行機関として常務理事会を置く。

2 常務理事会は、常務を担当する理事をもって充てる。

3 常務理事会は、定期に開催する。ただし会長が必要と認めたときは随時開催することができる。

(理事会)

第9条 この会は、会務の執行機関として理事会を置く。

2 理事会は理事を持って充てる。ただし必要に応じ理事以外の会員の出席を求め意見を聞くことができる。

3 理事会は、定期に開催する。ただし会長が必要と認めたときは随時開催することができる。

(役員推薦委員会)

第10条 役員推薦委員会は、第3条第1項に定める役員を推薦する。

2 委員会の運営については、役員推薦規程に定める。

(専門委員会)

第11条 専門委員会は、会長の諮問事項を調査しその結果を答申する。

2 委員は、会長が委嘱する。

3 委員長は、委員の互選とする。

4 委員会は、委員長が召集する。

#### 第4章 部局と運営

(部 局)

第12条 この会には、次の部局を置くことができる。

(1) 事務所 (2) 事務局 (3) 学術部 (4) 公益事業部

(5) 精度管理部 (6) 会計部 (7) 広報部

(各部の委員)

第13条 会長は、会務運営に必要があると認めたときは、事務局または各部に長(部長)、次長(副部長)及び委員をおくことができる。

2 会長は、各部局に理事を充てて職務を分掌させることができる。

3 会長は、必要なとき部局を召集することができる。

4 各部局は、部局事業の運営について協議し、過年度経過報告ならびに新年度事業計画及び予算について会長に報告する。

5 会長は、総会で承認された収支予算に準じて活動費を部局に交付することができる。

6 部局は、活動費の収支を明確にし監査を受ける。

7 前項の任期は、原則として定款13条、第15条に準ずるものとする。

(事務所)

第14条 事務所は、法人の業務を司り、次の書類を常備する。

(1) 登記に関する書類

- (2) 許認可に関する書類
- (3) 定款の原本及びその改正書類
- (4) 会員名簿及び役員名簿
- (5) 定款に定める議事録の原本
- (6) 資産台帳
- (7) 過去3年間の収支決算書及びその帳簿ならびに証拠書類
- (8) 現年度の事業計画書及び収支予算書
- (9) 通達文書
- (10) その他会が必要と認める書類

2 書類の保存は原則として10年間とし、その後の処理にあつては理事会の議を経なければならぬものとする。

#### (事務局)

第15条 事務局は、次の事務を司る。

- (1) 定款及び規程に関する事
- (2) 会務の報告に関する事
- (3) 文書の発簡、授受及び保管に関する事
- (4) 会議ならびに議事録に関する事
- (5) 事務所の管理に関する事
- (6) 公印の使用及び管理に関する事
- (7) 会員異動の把握、手続き及び会員名簿の作成、発行に関する事
- (8) 組織の強化及び調査に関する事
- (9) 待遇改善に関する事
- (10) 生涯教育及び新規採用者の教育・研修に関する事
- (11) 地区研修に関する事
- (12) 無料職業紹介に関する事
- (13) 日臨技、中部衛生検査技師会及びその他関連団体との連絡ならびに交流に関する事
- (14) 職員人事に関する事
- (15) 会員の親睦、レクリエーション及び福利厚生に関する事
- (16) その他各部に属さない事項

#### (会計)

第16条 会計は、次の事務を司る。

- (1) 会計簿の作成及び保存に関する事
- (2) 金銭の出納及び保管に関する事
- (3) 財政の確立に関する事

- (4) 年度収支予算の編成に関する事
- (5) 収支決算書の作成に関する事
- (6) 財産目録の作成に関する事
- (7) 暫定予算に関する事
- (8) 物品の保管に関する事
- (9) その他会計に関する事

(広 報)

第17条 広報は、次の事務を司る。

- (1) 会報、会誌の編集及び発行に関する事
- (2) 広報宣伝に関する事
- (3) 技師会誌の編集に関する事
- (4) その他刊行物に関する事

(公益事業)

第18条 公益事業は、次の事務を司る

- (1) 衛生思想の普及及び啓蒙に関する事
- (2) 地域保健事業の企画及び実施に関する事
- (3) 地域医療事業の企画及び実施に関する事
- (4) 他団体との共催による事業の企画及び実施に関する事
- (5) 臨床検査展の開催に関する事
- (6) その他公益事業に関する事

(学 術)

第19条 学術は、次の事務を司る。

- (1) 研究会、講習会に関する事
- (2) 部門別検査研究班の活動に関する事
- (3) 学会の開催及び運営に関する事
- (4) 関係団体との学術協力に関する事
- (5) その他学術に関する事

(精度管理)

第20条 精度管理は、次の事務を司る。

- (1) 技術の向上及び標準化に関する事
- (2) 精度管理の調査及び報告、指導に関する事
- (3) 精度管理についての情報提供及び研修に関する事
- (4) 日臨技及びその他の団体が主催する精度管理事業に関する事
- (5) その他精度管理に関する事

## 第5章 地区の運営

(地区)

第21条 この会は、会務の円滑な運営をおこなうため、県内を適宜区分しそれを地区とする。

2 前項の地区は別表のとおりとする。ただし移転、新規加入などにより所属に変更があったときは、理事会がこれを定める。

第22条 地区理事は、その地区を円滑に運営するために地区所属の会員と連絡を密にするように努める。

(正会員及び名誉会員の所属)

第23条 正会員及び名誉会員ならびに顧問は、勤務地を所属地区とする。

2 県内に勤務場所を有しない会員は、住居地を所属地区とする。

## 第6章 補則

(規程の改定)

第24条 この規程は、理事会の議を経なければ改定することができない。

附則

この規程は、平成2年9月25日から施行する。



別 表

地区とその区域

地区名称	地 区 又 は 施 設
新川 地区	下新川郡、中新川郡、黒部市、魚津市、滑川市
富山 1 区	富山県立中央病院、富山県リハビリテーション病院・こども支援センター、不二越病院、医療法人北聖病院、済生会富山病院、富山協立病院、富山通信病院
富山 2 区	富山大学附属病院、一般財団法人北陸予防医学協会、西能クリニック、富山赤十字病院、独立行政法人国立病院機構富山病院、株式会社BML北陸、株式会社富山病理診断センター
富山 3 区	富山市民病院、富山県健康増進センター、富山市医師会健康管理センター、富山市保健所、医療法人財団博仁会横田病院、医療法人社団長谷川病院、保健科学富山ラボラトリー、医療法人藤聖会富山西総合病院、医療法人藤聖会富山西総合病院SRL検査室、医療法人社団マイククリニックさたけ産婦人科、公益財団法人友愛健康医学センター
高岡 地区	射水市、高岡市、氷見市
砺波 地区	南砺市、砺波市、小矢部市

# 一般社団法人富山県臨床検査技師会 会費規程

平成24年 4月1日 制 定

平成30年7月12日 一部改定

(総 則)

第1条 一般社団法人富山県臨床検査技師会（以下「会」という。）定款第7条による入会金及び会費の額は、この規程の定めるところによる。

(会費及び入会金)

第2条 会費の年額及び入会金は、次のとおりとする。

- (1) 正会員の会費は6,000円とし、入会金は1,000円とする。
- (2) 賛助会員の会費は30,000円とする。

(会費及び入会金の納入期)

第3条 会費の納入期は、年度開始前までに次年度の会費を納入しなければならない。

2 新入会員は、入会手続きと同時に、その年度の会費と入会金を納入するものとする。

(会費の減免の特例)

第4条 会長は、会員に特別な理由があると認める場合は、会費を減免することができる。

(規程の変更)

第5条 この規程は、理事会の議決を経なければ改定することができない。

(附 則)

この規程は平成24年4月1日から施行する。

# 一般社団法人富山県臨床検査技師会 総会規程

平成24年4月1日 制 定

## 第1章 総 則

(総 則)

第1条 一般社団法人富山県臨床検査技師会（以下「会」という。）の総会は、定款及びこの規程に定めるところによる。

## 第2章 総会の役員及び委員

(司会者)

第2条 司会者は、理事のうちから会長が指名し、議長決定まで責任を持つ。

(議 長)

第3条 総会の議長は、定款第17条に準ずる。

(資格審査委員会)

第4条 議長は、出席者の資格審査と採択の管理をさせるため、資格審査委員会を設ける。

- 2 委員会の委員は、出席者のなかから1名、理事1名をもって構成する。
- 3 委員長は、出席者のなかから選出された委員の互選とする。
- 4 委員会は、採決の監理のほか次の事項を審査し、その結果を委員長が総会に報告する。  
ただし、該当しない事項については省略する。

- (1) 正会員総数
- (2) 出席会員数
- (3) 書面表決書提出者数
- (4) 総会開催の可否
- (5) 議事審議権に関する事項
- (6) その他資格審査に関する事項

(議事運営委員会)

第5条 議長は、会議を円滑に運営するため議事運営委員会を設ける。

- 2 委員会の委員は、出席者のなかから1名、理事1名をもって構成する。
- 3 委員長は、出席者のなかから選出された委員の互選とする。
- 4 委員会は、次の事項を審査し、必要事項を委員長が総会に報告する。
  - (1) 議事の時間設定と変更
  - (2) 来賓の祝辞と祝電の取り扱い
  - (3) 会議混乱のときの収拾、その他事故あるときの処置
  - (4) 会員からの提出議案と修正動議の受付ならびにその取り扱い
  - (5) その他議事運営に関する事項

(書記)

第6条 議長は、議事を記録するために書記2名を任命する。

2 書記は、定款第22条に定められた議事録を作成する。

(議事録署名人)

第7条 議長は、議事録の公正なることを証するため議事録署名人2名以上を選出する。

2 署名人は、定款第22条第2項に準ずる。

### 第3章 議 事

(議長の宣言)

第8条 議長は、会議の成立を宣言する。ただし出席者が定足数に満たないときは休憩または延期を宣言する。

(議事運営)

第9条 議長は、各々の議事について説明、質疑、討論、採決の順にて審議を進める。ただし議事内容が周知の事柄であるか、または結論が明確である場合は一部を省略することができる。

(発言者)

第10条 会議で発現する場合は、議長の許可を得て氏名を告げてからでなければならない。

2 発言ないし動議は、上程されている議題に関連したものでなければならない。

(新議案の提出)

第11条 会員が議案を総会に提出する場合は、提案主旨を必要部数用意し、開会までに議事運営委員会へ提出する。

2 経費をともなうものについては、全体の支出計画書をそえなければならない。

(新議案及び動議の採決)

第12条 議長は、会員が提出した議案または動議を支持する者の発言を求め、演説が得られたときは複数の意見として、その議案または動議を採決する。

(書面表決等の行使)

第13条 書面表決書は、資格審査委員会へ提出し、審査を受けなければならない。

2 書面表決は、議長が保持し採決の数に加える。

(採 決)

第14条 議長は、採決を行うときは議場を閉鎖し、表決に付する事項と採決の方法を告げなければならない。

2 採決の順序は、原案にもっとも遠い修正案より先に採決する。修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。

3 採決は、次の方法のひとつとする。

(1) 挙 手

(2) 起 立

(3) 拍 手

(4) 無記名投票

4 採決の監理は、議長の命により資格審査委員会が行う。

5 採決を行なったとき、議長はその結果を宣言する。

6 前項の宣言により、議場閉鎖は解除されたものとみなす。

(総会役員の解任)

第15条 議長は、総ての議事が終了したことを告げ、総会役員を解任し席を離れる。

(閉 会)

第16条 司会者は、閉会を告げる。

#### 第4章 補 則

(規程の改定)

第17条 この規程は、理事会の議決を経なければ改定することはできない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

書面表決書の様式

## 書面表決書

平成 年度一般社団法人富山県臨床検査技師会定期総会の議事について、下記の通り書面表決します。

### 記

《議 事》	《承認の有無》
平成 年度経過報告	承認する 承認しない
平成 年度収支決算書	承認する 承認しない
(以下議事書に添って列記)	(記入なしは、保留とする)

～

第6号議案 役員改選

平成 年 月 日

所属

氏名

⑩

総会議長 殿

### [注 意]

1. 書面表決を行使する者は、この様式通りに記載し事務局へ提出すること。
2. 表決には、付帯条件はつけない。
3. 全議事一括して表決してもよい。(全議事について承認する)

# 一般社団法人富山県臨床検査技師会 会計規程

平成16年10月1日 制 定

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人富山県臨床検査技師会定款第30条の規程に基づき、本会の状況、財産の状態を明らかにし、真実明瞭な報告の提供と能率的運営を図ることを目的とする。

(適応範囲)

第2条 この規程は、本会の会計業務のすべてについて適用する。

(会計の原則)

第3条 本会の会計は、法令、定款及びこの規程の定めによるほか、公益法人会計基準に準拠して処理しなければならない。

(会計区分)

第4条 会計区分は、一般会計と特別会計とし、特別会計は、業務遂行上必要のある場合に設けるものとする。

(会計年度)

第5条 本会の会計年度は、定款の定める事業年度にしたがい、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

## 第2章 勘定及び帳簿

(勘定科目)

第6条 本会の一切の取り引きは、別に定める勘定科目により処理する。

(帳 簿)

第7条 会計帳簿は、以下のとおりとする。

(1) 主要簿

ア 仕分帳（または会計伝票）

イ 総勘定元帳

(2) 補助簿

2 主要簿及び補助簿の様式は、別に定める。

(会計責任者)

第8条 会計責任者は、会計部長とする。

(帳簿類の保存)

第9条 帳簿、伝票、書類の保存期間は、次のとおりとする。

- (1) 予算決算書類 永久
- (2) 会計帳簿、伝票 10年
- (3) 証拠書類 5年
- (4) その他の会計書類 5年

2 前項の期間は、決算日の翌日から起算し、処分する場合は、会計責任者の承認を受けて行うものとする。

### 第3章 予 算

(目 的)

第10条 予算は、明確な事業計画に基づいて、資金との調整を図って編成し、事業活動の円滑な運営に資する事を目的とする。

(予算運営)

第11条 本会の事業計画と予算は、毎事業年度開始前に作成し、総会の承認を得て会長が定める。

2 前項の事業計画及び予算は、主務官庁に届け出なければならない。

(予算の執行者)

第12条 予算の執行者は、会長とする。

(予備費の計上)

第13条 予測しがたい支出に充てるため、担当額の予備費を計上することができる。

(予算の流用)

第14条 予算の執行にあたり、会長が特に必要と認めるときは、中科目相互間において資金を流用することができる。

(予備費の使用)

第15条 予備費を支出する必要があるときは、会長の承認を得て行い、理事会に報告しなければならない。

(予算の補正)

第16条 予算の補正を必要とするときは、会長は補佐予算を作成して、総会の承認を得、主務官庁へ届け出なければならない。



## 第4章 出納

### (金銭の範囲)

- 第17条 この規程において、金銭とは、現金及び預貯金をいう。
- 2 現金とは、通貨のほか、随時に通貨と引き換えることができる証書をいう。
  - 3 手形及び有価証券は、金銭に準じて扱う。

### (出納責任者)

- 第18条 金銭の出納、保管に関しては、出納責任者を置くものとする。
- 2 出納責任者は、会計責任者が任命する。

### (金銭出納)

- 第19条 金銭を出納したときは、日々所定の金融機関に預け入れ、支出に充ててはならない。
- 2 領収書は、出納責任者が発行し、事前に発行する場合は会計責任者の承認を得て行う。
  - 3 支払いは、原則として横線小切手又は銀行振込によることとし、会計責任者の承認を得て行う。

### (預金及び公印管理)

- 第20条 預金の名義人は、会長とする。
- 2 出納に使用する印鑑は、会計責任者が保管し、押印するものとする。
  - 3 金融機関との取り引きを開始し、又は廃止するときは、会長の承認を受けなければならない。

### (手形現金)

- 第21条 出納責任者は、日々の現金支払いに充てるため、必要最低限の手元現金を置くことができる。

### (残高照合)

- 第22条 出納責任者は、現金残高を毎日出納簿の残高と照合しなければならない。
- 2 預貯金については、原則として月1回預貯金通帳の残高と帳簿残高を照合しなければならない。
  - 3 前2項の場合において、差額のあるときは、速やかに会計責任者に報告し、その指示を受けるものとする。
  - 4 預貯金については、毎年9月30日及び3月31日現在の残高証明書を入手する。

## 第5章 固定資産

### (定義)

- 第23条 固定資産とは、耐用年数1年超で、かつ取得価格10万円以上の有形固定資産及び無形固定資産をいう。

(取得価格)

第24条 固定資産の取得価格は、次による。

- (1) 購入に係るものは、その購入価格及びその付帯費用
- (2) 建設に係るものは、その建設に要した費用
- (3) 交換によるものは、その交換に対して提供した資産の価額
- (4) 贈与によるものは、そのときの適正な評価額

(固定資産の管理)

第25条 固定資産は、台帳を備え、その保全状況及び稼働について記録し、異動、き損、滅失のあった場合は会計責任者に報告しなければならない。

2 固定資産の滅失は別に定め、理事会の承認により処分できる。

(登記及び担保)

第26条 不動産登記を必要とする固定資産は、登記し、損害のおそれのある固定資産は、適正額の損害保険を付さなければならない。

## 第6章 決算

(計算書類の作成)

第27条 本会は、毎事業年度終了後、速やかに事業報告書及び次の決算書類を作成し、総会の承認を得、主務官庁に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 貸借対照表
- (3) 財産目録

(監査及び報告)

第28条 前条の決算書類は、監事の監査を受け、総会の承認を得た後に、事業報告書とともに主務官庁に報告する。

(改廃)

第29条 この規程を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

(施行細則)

第30条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の議を得て、会長が定める。

附則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

# 一般社団法人富山県臨床検査技師会

## 旅費・行動費規程

平成2年9月25日 制定

平成31年4月1日 一部改定

(総 則)

第1条 この規程は、一般社団法人富山県臨床検査技師会の役員、または会員が会務のため出張（行動）する旅費及び行動費（以下「旅費」という。）について定める。

(支給の対象)

第2条 会務遂行のために必要とする次の会議等を対象とする。

- (1) 日臨技会議や中部圏支部会議など
- (2) 常務理事会ならびに理事会
- (3) 部局会
- (4) 学術部門会議
- (5) 委員会
- (6) 監査
- (7) その他会長が必要と認めたもの

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は交通費、宿泊費、食費及び日当とする。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、別表の旅費支給基準により計算する。ただし会務の都合または天災、その他止むを得ない事情で経路に変更があった場合は、その経路による。

(出張の届けと旅費の請求)

第5条 第2条の(1)(7)に該当する出張の場合、別記様式に必要事項を記載し、事務局長を経て会長の承認を得なければならない。

2 出張者は帰着後10日以内に旅費を請求するものとする。ただし事情により仮払いをすることもできる。

(旅費の制限)

第6条 会長は時宜により、旅費の一部もしくは全額を支給しないことがある。

(取り扱いの特例)

第7条 旅費の取り扱いにおいて、この規程によることができないものについては理事会で処理する。

(規程の変更)

第8条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することはできない。

(附 則)

第9条 この規程は、平成2年9月25日から施行する。

別 表

旅 費 支 給 基 準

種 類	区 分	支 給 額
交 通 費	鉄道運賃 (グリーン車を除く)	原則として運賃実費
	航空運賃 (原則として沖縄、北海道)	
	自家用車	20円/Km
宿 泊 費	宿泊料	1泊 10,000円以下の実費支給
	車中・船中泊料	寝台料金の実費支給
食 費	食卓料	朝・昼 各1,000円 夕食 1,500円
日 当	行 動 費	4時間を1単位とし、500円とする。 (但し、1日3単位までとする)

## 出張届

一般社団法人 富山県臨床検査技師会 殿

年 月 日

行 動 名	
会議開催場所	
日 程	出発日:           年   月   日           時   分
	帰着日:           年   月   日           時   分
用 件	
備 考	別紙旅費請求書・領収書

会員番号

\_\_\_\_\_

氏 名

\_\_\_\_\_

役職名(本会)

\_\_\_\_\_

施 設 名

\_\_\_\_\_



\_\_\_\_\_

会 長	事 務 局

## 請求書・領収書

一般社団法人 富山県臨床検査技師会 殿

行 動 名									
会議開催場所									
年 月 日									
¥ _____ 円									
上記金額を請求・受領いたしました。									
氏 名							印		
住民票住所	〒 _____								
金 額 内 容									
行動日時	月	日	時	分	～	月	日	時	分
経 路 及 び			⇔						円
			⇔						円
			⇔						円
			⇔						円
宿泊先・宿泊料	宿泊の有無							あり・なし	
	宿泊先名								円
食 費	朝・昼 各1,000円 夕食1,500円								円
日 当	4時間1単位(1日3単位まで) 500 円 X _____ 単位								円
その他									円
合 計								円	

- ① この請求書・領収書は富臨技旅費規程に基づくものである  
 ② 行動日時は、行動を開始時から終了時までを記載してください

会 長	会 計	事務局

# 一般社団法人富山県臨床検査技師会 役員推薦規程

平成2年9月25日 制定

平成8年4月 1日 一部改定

(総 則)

第1条 一般社団法人富山県臨床検査技師会定款第11条第2項及び組織運営規程第3条第1項による役員推薦について定める。

(役員推薦委員会)

第2条 組織運営規程第10条による役員を推薦するため役員推薦委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(役員推薦委員)

第3条 委員会は、組織運営規程別表の各地区より1名以上選出し、16名以内をもって構成する。

- 2 委員になるには、正会員で10年以上の会員歴を必要とする。
- 3 委員は、会長が委嘱する。
- 4 役員または役員に推薦されたものは、委員になれない。
- 5 委員の任期は2年とする。ただし欠員により選出された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員長は委員の互選とする。

- 2 委員長は、委員の氏名を会長に報告しなければならない。

(会議の招集および構成)

第5条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催できない。
- 3 委員の3分の1以上から、会議の開催要求があった場合、委員長は会議を開催しなければならない。

(会 議)

第6条 会議は、次の役員を推薦する。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 地区正会員より原則として20名に1名の割合で選出する。但し一地区が3名に満たないときは3名を最低数とする。
- (4) 監 事 2名

- 2 役員に欠員が生じた場合は、直ちに会議を開催し、後任者を推薦する。委員長は、組織運営規程第6条の手続きをとる。
- 3 委員会は会議の結果を総会に報告する。

(規程の改廃)

第7条 この規程は、理事会の議決を経なければ改定することができない。

(附 則)

この規程は、平成2年9月25日から施行する。



# 一般社団法人富山県臨床検査技師会 表彰規程

平成 2年9月25日 制 定

平成30年6月14日 一部改定

(総 則)

第1条 一般社団法人富山県臨床検査技師会（以下「会」という。）の行う表彰について定める。

(表彰基準)

第2条 この会の会員で次の各項の一つに該当するものは本規程により表彰する。

- (1) この会の発展に顕著なる功績があった者。
- (2) この会の名声を高揚する研究、発明、考案を行った者。
- (3) この会に入会后引き続き25年以上経過し、年齢が50歳に達した者。
- (4) 前各号のほか、とくに表彰の必要を認めた者。

(表彰の審査)

第3条 表彰の審査は理事会で行う。

- (1) 表彰の審査は第2条第1項第2項および第4項の該当者については、会員3名以上の推薦状を添えて地区理事へ経て会長に提出するものとする。
- (2) 第2条第2項に該当するものは、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会、会長賞と同等とみなされる学術賞の受賞者とする。
- (3) 第2条第3項に該当するものは所定の様式①により地区理事2名の推薦状を添えて申請するものとする。

(表彰の時期)

第4条 表彰は定期総会において行うものとする。ただし必要によりその都度行うこともできる。

(表彰の方法)

第5条 表彰は会長が表彰状を授与し、記念品を添えて行うものとする。

(規程の変更)

第6条 この規程は理事会の議決を経なければ変更することができない。

(附 則)

- 1 この規程は定めるもののほか必要な事項は会長が理事会により決定する。
- 2 この規程は、平成2年9月25日から施行する。

様式①

## 推 薦 状

平成 年 月 日

一般社団法人富山県臨床検査技師会 殿

地区理事氏名

\_\_\_\_\_ 印

\_\_\_\_\_ 印

一般社団法人富山県臨床検査技師会表彰規程第3条第3項により、次の者を推薦する。

記

推薦者氏名

入会年月日（年齢）

所属地区

推薦理由

# 一般社団法人富山県臨床検査技師会 名誉会員表彰内規

平成 5 年 8 月 1 1 日 制 定

平成 2 9 年 4 月 1 日 一部改定

平成 3 0 年 6 月 1 4 日 一部改定

(総 則)

第 1 条 一般社団法人富山県臨床検査技師会（以下「会」という。）定款第 5 条による名誉会員の審査及び推薦について定める。

(審査及び推薦)

第 2 条 前条の名誉会員選考審査及び推薦は理事会が行う。

2 推薦のあった候補者の決定は、総会の承認を経なければならない。

(基 準)

第 3 条 名誉会員は会の発展に顕著な功績があった者で、次の各号に該当する者とする。

(1) 継続して 3 0 年以上この会の会員であること。

(2) 年齢が 6 0 歳以上であること。

(3) この会の役員（会長、副会長、常任理事、理事、監事）及び専門委員の経験を有し、経験年数が合わせて 1 5 年以上であること。

(4) その他理事が必要と認めた者。

(表彰の時期)

第 4 条 表彰は表彰規定第 4 条に準じ、定期総会または必要によりその都度行う。

(処 遇)

第 5 条 名誉会員には次の処遇を行う。

(1) 本会の運営について、必要に応じ意見を求める。

(2) 表彰の次年度以降は本会の年間会費を減免する。

(3) 本会主催の総会、式典等の主要行事に招待する。

(内規の変更)

第 6 条 この内規は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

(附 則)

この内規は、平成 5 年 8 月 1 1 日から施行する。

# 一般社団法人富山県臨床検査技師会 慶弔規程

平成2年9月25日 制 定

## (総 則)

第1条 この規程は一般社団法人富山県臨床検査技師会が、会員その他に対する見舞いおよび慶祝ならびに弔慰について定める。

## (病氣見舞い)

第2条 会員が1ヵ月以上疾病により入院加療した場合は、会員の届出により3,000円の見舞い金を贈る。但し退院後3ヶ月以内に申告するものとする。

## (慶 祝)

第3条 本会が関係する団体等の祝賀行事に招待された場合は、相応の金品で慶祝する。

## (弔 慰)

第4条 会員および本会と密接な関係を有する団体葬ならびに個人に弔慰する。

2 会員には、花輪を式場に飾り、会長または名大が葬儀に参列し、10,000円を霊前に捧げる。

3 本会と密接な関係を有する団体葬ならびに個人には応分の供物をする。

## (規程の改定)

第5条 この規程は、理事会の議決を経なければ改定することができない。

## (附 則)

第6条 この規程以外に特別な事情が生じた時は理事会で決定する。

第7条 この規程は平成2年9月25日から施行する。

# 一般社団法人富山県臨床検査技師会

## 学術部・学術部門（部門研究班）内規

平成31年4月1日 制 定

### 第1章 総 則

#### （運 営）

第1条 一般社団法人富山県臨床検査技師会学術部・学術部門（部門研究班）の運営は、組織運営規程第13条およびこの内規により定める。

#### （目 的）

第2条 学術研究を推進し、会員相互の研修をはかり、学術活動に寄与することを目的とする。

#### （事 業）

第3条 前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 研修会、講習会に関する事
- (2) 学会の開催および運営に関する事
- (3) 関係団体との学術協力に関する事
- (4) その他目的達成のための事業に関する事

### 第2章 学術部の運営

#### （役 員）

第4条 学術部に部長のほか、次の役員をおくことができる。

- (1) 副部長 1名
  - (2) 部員 若干名
- 2 副部長、部員は理事より学術部長が選出し、会長が任命する。
- 3 学術役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

#### （会議の構成員）

第5条 学術部会の構成員は、次の通りとする。

- (1) 学術部長、学術部副部長、学術部員、学術部門長または副部門長
- (2) 学術担当副会長
- (3) その他学術部長および役員が指名した者

#### （会議の招集と議長）

第6条 学術部会は、学術部長が招集しその議長となる。

- 2 会議は必要に応じ開催する。

(会 議)

第7条 学術部会は、第3条のほか、次の事項を決定する。

- (1) 年度事業の計画と予算
- (2) 年度事業の報告と仮予算

(会 計)

第8条 学術部長を、前途資金の出納責任者とする。

- 2 会計簿は、会計規程に従い作成しなければならない。
- 3 学術部長が収納した寄附金は、会計部長へ送付する。

### 第3章 学術部門（部門研究班）の運営

(組 織)

第9条 学術部に、次の部門研究班を設ける。

- (1) 生物化学分析部門 研究班
- (2) 臨床一般部門 "
- (3) 臨床血液部門 "
- (4) 臨床微生物部門 "
- (5) 輸血細胞治療部門 "
- (6) 病理細胞部門 "
- (7) 遺伝子染色体部門 "
- (8) 臨床生理部門 "
- (9) 臨床検査総合部門 "

(会員の所属部門)

第10条 会員は、前条のいずれかの学術部門研究班に属さなければならない。

(学術部門研究班役員)

第11条 部門研究班に部門長のほか、次の役員をおくことができる。

- (1) 副部門長 1～2名
- (2) 実務委員（会計、庶務含む） 若干名
- 2 役員は地区代表者より選出するが、滞る場合はその限りではない。
- 3 副部門長、実務委員（会計、庶務）は部門長が選任し、学術部長が任命する。
- 4 部門長、副部門長、実務委員（会計、庶務）の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(主な役割)

第12条 各学術部門は年間計画を作成し、学術部長へ報告する。

- 2 役員会開催時は議事録を作成し、学術部長へ報告する。
- 3 学会、研修会の企画や運営を行う。

(助成金)

第13条 部門長は必要に応じ、日臨技生涯教育推進研修会開催支援へ助成金の申請を行う。

(講師料)

第14条 当会が主催する研修会、学会で講師を招く場合は講師料を支給する。

- 2 交通費、宿泊費は実費支給とする。
- 3 当会会員が講師となる場合、講師料、交通費は支給しない。

(会員の行動費)

第15条 会員の行動費は旅費・行動費規程に準じて支給する。

- (1) 会議出席のための交通費、食費、日当(行動費)など
- (2) その他必要と認めるもの

(非会員の参加費)

第16条 非会員が、当会主催の研修会、学会へ参加する場合は参加費を徴収する。

(内規の改定)

第17条 この内規は、理事会の議決を経なければ改廃することができない。

(附 則)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月13日制定の学術部門員制度内規は廃止とする。
- 3 この内規に定めない事項、疑義が生じた場合は理事会の決議による。

# 一般社団法人富山県臨床検査技師会

## 学術部門（部門研究班）運営マニュアル

平成31年4月1日 初版

（はじめに）

この学術部門（部門研究班）運営マニュアルは、学術部・学術部門（部門研究班）内規の第3章学術部門（部門研究班）の運営の補助ならびに詳細を記すものである。

### I. 日臨技生涯教育推進研修会開催支援

（学術部・学術部門（部門研究班）内規 第13条）

- 1) 1研修会、定額2万円及び日臨技会員である参加者1人あたり500円、最高60名まで（最大5万円）を上限とし、1都道府県あたり20研修会（最大100万円）/年間まで日臨技より支援がある。

### II. 講師料

（学術部・学術部門（部門研究班）内規 第14条）

講 師	研修会	学 会
医 師	30,000円	50,000円
県外 臨床検査技師	10,000円	10,000円
県外 臨床検査技師実習補助	5,000円	-----
他職種、県内医療関係者	10,000円	10,000円

### III. 会員の旅費・行動費

（学術部・学術部門（部門研究班）内規 第15条）

- 1) 会議出席に伴う日当（行動費）  
旅費・行動費規程の日当に準ずる
- 2) 実技指導を伴う研修会の日当（行動費）  
4時間以内（半日）1,500円、4時間を超える場合（1日）3,000円
- 3) 日当（行動費）と別に、旅費・行動費規程に準じ交通費を支給する

### IV. 非会員の参加費

学術部・学術部門（部門研究班）内規 第16条）

- 1) 研修会 1,000円
- 2) 学会 15,000円



# 一般社団法人富山県臨床検査技師会

## パート職員就業規則

平成 2 年 9 月 2 5 日 制 定

平成 3 0 年 7 月 1 2 日 一部改定

### (総 則)

第 1 条 この規則は、一般社団法人富山県臨床検査技師会のパート職員の就業に関する事項を定めたものである。

### (採 用)

第 2 条 応募者の中から、会長が自筆履歴書等で書類選考、面接を行ない知識、技能、性格等を考査または調査し、理事会の承認を得るものとする。

### (服務規律)

第 3 条 パート職員は、常に品位を保ち会の名誉または信用を毀損することのないよう務めること。

- 2 会長の指示命令に従うこと。
- 3 事務所の物品と冗費の節約に務め、会の利益を害することのないよう務めること。
- 4 業務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- 5 常に事務所の清潔整頓に注意し、火災、盗難の予防、その他安全衛生に留意すること。
- 6 その他、この規則に定める事項を遵守すること。

### (勤務時間および休憩)

第 4 条 パート職員の勤務時間は原則として午前 1 0 時から午後 3 時までとする。ただし、休憩は正午から午後 1 時までの間に昼食を含む休憩を与えることができる。

- 2 事務局長は、臨時で出勤が必要であると認めた時は、本人の同意を得て、この定めにかかわらず勤務時間を延長し、もしくは短縮し、または休日に勤務させることができる。

### (出 張)

第 5 条 事務局長は、必要を認めた場合は出張を命ずることができる。出張を命ぜられたパート職員には旅費・行動費規程により旅費を支給する。

### (給 与)

第 6 条 パート職員の給与は、別に定める規定により支給する。

(福利厚生)

第7条 パート職員の福利厚生のために、必要に応じその費用を補助することができる。

(退職)

第8条 パート職員が次の事由に該当するときは退職とする。

(1) 雇用期間が満了したとき

(2) 本人が退職を申し出て会長が承認したとき、または退職の申し出から30日を経過したとき

2 パート職員が退職しようとするときは、少なくとも30日前までにその旨を申し出なければならない。

(解雇)

第9条 パート職員が次の各号のいずれかに該当するときは解雇することができる。

(1) 勤務成績不良でパート職員として不相当と認められたとき

(2) 心身の故障により業務に耐えられないと認められたとき

(3) この規則にしばしば違反したとき

2 パート職員を解雇するときは、少なくとも30日前に予告する。

(規則の変更)

第10条 この規則は理事会の議決を経なければ変更することはできない。

(附則)

この規則は、平成2年9月25日から施行する。

# 一般社団法人富山県臨床検査技師会

## パート職員給与規程

平成 2年9月25日 制 定

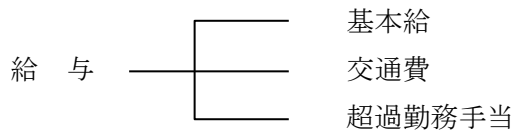
平成30年7月12日 一部改定

(総 則)

第1条 この規程は、パート職員就業規則第6条に基づく給与について定める。

(給与構成)

第2条 給与の構成は次のとおりとする。



(給与締切日および支給日)

第3条 給与は前月21日から起算し、当月20日に締め切って計算し毎月25日に支給する。ただし、本人が退職した場合は既往の勤務に対する給与を支給する。

(給与の計算方法)

第4条 所定就業時間の全部または一部を休業したときは、その休業した時間に対する基本給を支給しない。ただし、休憩時間は勤務したものとみなす。

(給与の支払い方法)

第5条 給与は通貨で直接本人に全額支給する。ただし、法令に基づくものはあらかじめ控除して支払う。

(基本給)

第6条 基本給は雇用契約で定める時間給とする。

(昇 給)

第7条 昇給は満1年以上勤務し、勤務成績が良好な者に基本給について行うことがある。

(交通費)

第8条 交通費は雇用契約で定める支給額とする。

(超過勤務手当)

第9条 時間外、休日に勤務した者に超過勤務手当を支給する。

2 超過勤務手当は次の方法により計算する。ただし、30分以内の勤務には支給しない。

法内勤務 時間あたり基本給 × 超過時間数

法外勤務 時間あたり基本給 × 超過時間数 × 1.25

(規則の変更)

第10条 この規程は理事会の議決を経なければ変更することはできない。

(附 則)

この規則は、平成2年9月25日から施行する。